

(改正後)

(改正前)

<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 用語の定義</p> <p>(略)</p> <p>6 特定施設入居者生活介護等 次の各号に掲げるサービス</p> <p>(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護</p> <p>(2) 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>(3) 介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 職員の配置、研修及び衛生管理等</p> <p>1 職員の配置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 管理者は、入居者の人権を擁護するため、サービス付き高齢者向け住宅の職員である者のうちから人権擁護推進員を任命するとともに、人権擁護に関する研修を実施すること。なお、人権擁護推進員は、他の職務と兼務することができるものとし、管理者及びその他職員と協力して、次に掲げる業務に取り組むものとする。</p> <p>ア 職員の人権に対する正しい理解についての適切な指導及び相談支援</p> <p>イ 人権擁護に関する研修計画の作成及び当該計画に基づく研修の実施</p> <p>ウ 職員の人権擁護に関する知識、技術の習得</p> <p>(6) 前号イの研修の内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 高齢者の人権を尊重した処遇を行うため、老人福祉法、介護保険法、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)などにおける高齢者の人権等に関する理解を深め、高齢者の人権に配慮された処遇等について研鑽を行う。</p> <p>イ 高齢者への虐待等を防止するための対策や虐待等が発生した場合の対応についての認識を深める。</p> <p>ウ 人権に関する各種資料等を活用し、施設全体の人権擁護に係る知識・技術の向上を図る。</p> <p>(7) 第5号イに関する研修は、施設の実情に応じて次に掲げるいずれかの方法により実施することとする。なお、単独での実施が困難な場合等、複数施設等が合同で実施しても差し支えない。</p> <p>ア 施設内の具体的な事例を取り上げるなどの職場内研修の実施</p> <p>イ 職場外の研修を受講した人権擁護推進員等が、その研修で学んだことを職場内の他の職員に伝達する研修の実施</p> <p>ウ 外部から講師を招いた研修の実施</p> <p>エ 人権擁護の推進に効果的と認められるその他の方法による研修の実施</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 用語の定義</p> <p>(略)</p> <p>6 特定施設入居者生活介護等 次の各号に掲げるサービス</p> <p>(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護</p> <p>(2) 介護保険法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護</p> <p>(3) 介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 職員の配置、研修及び衛生管理</p> <p>1 職員の配置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 管理者は、入居者の人権を擁護するため、サービス付き高齢者向け住宅の職員である者のうちから人権擁護推進員を任命するとともに、人権擁護に関する研修を実施すること。なお、人権擁護推進員は、他の職務と兼務することができるものとし、管理者及びその他職員と協力して、次に掲げる業務に取り組むものとする。</p> <p>ア 職員の人権に対する正しい理解についての適切な指導及び相談支援</p> <p>イ 人権擁護に関する研修計画の作成及び当該計画に基づく研修の実施</p> <p>ウ 職員の人権擁護に関する知識、技術の習得</p> <p>(6) 前号イの研修の内容は、次のとおりとする。</p> <p>ア 高齢者の人権を尊重した処遇を行うため、老人福祉法、介護保険法、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)などにおける高齢者の人権等に関する理解を深め、高齢者の人権に配慮された処遇等について研鑽を行う。</p> <p>イ 高齢者への虐待等を防止するための対策や虐待等が発生した場合の対応についての認識を深める。</p> <p>ウ 人権に関する各種資料等を活用し、施設全体の人権擁護に係る知識・技術の向上を図る。</p> <p>(7) 第5号イに関する研修は、施設の実情に応じて次に掲げるいずれかの方法により実施することとする。なお、単独での実施が困難な場合等、複数施設等が合同で実施しても差し支えない。</p> <p>ア 施設内の具体的な事例を取り上げるなどの職場内研修の実施</p> <p>イ 職場外の研修を受講した人権擁護推進員等が、その研修で学んだことを職場内の他の職員に伝達する研修の実施</p> <p>ウ 外部から講師を招いた研修の実施</p> <p>エ 人権擁護の推進に効果的と認められるその他の方法による研修の実施</p>
---	--

(改正後)

(改正前)

<p>(8) 管理者は、非常災害対策を推進するため、サービス付き高齢者向け住宅の職員である者のうちから災害対策推進員を任命すること。なお、災害対策推進員は、他の職務と兼務することができるものとし、管理者及びその他職員と協力して、第7章6に掲げる業務に取り組むものとする。</p> <p>(9) 管理者は、サービスの提供に当たり適切な衛生管理を行うため、サービス付き高齢者向け住宅の職員である者のうちから衛生管理推進員を任命すること。なお、衛生管理推進員は、他の職務と兼務することができるものとし、管理者及びその他職員と協力して、第7章7に掲げる業務に取り組むものとする。</p> <p>2 職員の研修</p> <p>(1) 職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員並びに直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修し、関係団体等が開催する研修会に職員を積極的に参加させること。また、前項第5号イの研修は1年に1回以上実施すること。</p> <p>(2) 介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。</p> <p>3 職員の衛生管理等</p> <p>(1) 職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、就業中の衛生管理について十分な点検を行うこと。 また、調理従事者等（食品の盛りつけ・配膳等、食品に接触する可能性のある者及び臨時職員を含む。）は、月に1回以上の検便を受けること。</p> <p>(2) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメントの内容</p>	<p>(8) 管理者は、非常災害対策を推進するため、サービス付き高齢者向け住宅の職員である者のうちから災害対策推進員を任命すること。なお、災害対策推進員は、他の職務と兼務することができるものとし、管理者及びその他職員と協力して、次に掲げる業務に取り組むものとする。</p> <p>ア 非常災害対策に関する知識の取得、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備並びにそれらの職員に対する周知徹底</p> <p>イ 非常災害に関する具体的計画（以下「防災計画」という。）の策定</p> <p>ウ 防災計画に基づく、避難、救出その他必要な訓練の計画及び訓練の実施</p> <p>エ ウの訓練の結果等を踏まえた防災計画の点検及び必要に応じて計画の見直し</p> <p>オ 災害発生時に必要な備品や備蓄等の点検及び確保</p> <p>(9) 管理者は、サービスの提供に当たり適切な衛生管理を行うため、サービス付き高齢者向け住宅の職員である者のうちから衛生管理推進員を任命すること。なお、衛生管理推進員は、他の職務と兼務することができるものとし、管理者及びその他職員と協力して、次に掲げる業務に取り組むものとする。</p> <p>ア 施設において使用する設備等の衛生的な管理、衛生上必要な措置並びに医薬品及び医療機器の適正な管理</p> <p>イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び職員に対する周知徹底</p> <p>ウ 施設内の衛生管理や感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施</p> <p>2 職員の研修</p> <p>職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員並びに直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修し、関係団体等が開催する研修会に職員を積極的に参加させること。また、前項第5号イの研修は1年に1回以上実施すること。</p> <p>(新設)</p> <p>3 職員の衛生管理</p> <p>職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、就業中の衛生管理について十分な点検を行うこと。 また、調理従事者等（食品の盛りつけ・配膳等、食品に接触する可能性のある者及び臨時職員を含む。）は、月に1回以上の検便を受けること。</p> <p>(新設)</p>
--	---

(改正後)

(改正前)

<p>及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。</p> <p>また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが望ましい。</p> <p style="text-align: center;">第7章 管理・運営</p> <p>(略)</p> <p>4 個人情報の取り扱い 2の名簿及び3の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス（平成29年4月14日・厚生労働省）」を遵守すること。</p> <p>5 業務継続計画の策定等 (1) 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>6 非常災害対策 (1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。 (2) (1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。 (3) (1)の訓練の結果等を踏まえた防災計画の点検及び必要に応じて計画の見直しを行うこと (4) 災害発生時に必要な備品や備蓄等の点検及び確保を行うこと。</p> <p>7 衛生管理等</p>	<p style="text-align: center;">第7章 管理・運営</p> <p>(略)</p> <p>4 個人情報の取り扱い 2の名簿及び3の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日・厚生労働省）」を遵守すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	---

(改正後)

(改正前)

<p>感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下、「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会については、感染症対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。</p> <p>(2) 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。</p> <p>8 緊急時の対応</p> <p>5から7に掲げるもののほか、事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。なお、当該計画の策定や訓練の実施にあたっては、5から7に定める計画や訓練と併せて実施することとして差し支えない。</p> <p>9 医療機関との連携</p> <p>(1) 有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅にあっては、次によること。</p> <p>ア 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。</p> <p>イ あらかじめ、歯科医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくよう努めること。</p> <p>ウ 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療機関の診療科目、協力科目等について入居者に周知しておくこと。</p> <p>エ 入居者が適切に健康相談や健康診断を受けられるよう、協力医療機関による医師の訪問や、嘱託医の確保などの支援を行うこと。</p> <p>(2) 高齢者向けの住宅であるサービス付き高齢者向け住宅にあっては、協力医療機関及び協力歯科医療機関を定めるよう努め、協力医療機関及び協力歯科医療機関を定めた場合は、当該医療機関との協力内容、当該医療機関の診療科目等について入居者に周知しておくこと。</p> <p>(3) 入居者が、医療機関を自由に選択することを妨げないこと。協力医療機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として登録事業者が提示するものであって、当該医療機関における診療に誘引するためのものではない。</p> <p>(4) 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。</p> <p>10 介護サービス事業所との関係</p> <p>(1) 近隣に設置されている介護サービス事業所について、入居者に情報提供すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>5 緊急時の対応及び非常災害対策</p> <p>(1) 事故、急病及び負傷に迅速かつ的確に対応できる体制を確保すること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。</p> <p>6 医療機関等との連携</p> <p>(1) 有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅にあっては、次によること。</p> <p>ア 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。</p> <p>イ あらかじめ、歯科医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくよう努めること。</p> <p>ウ 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療機関の診療科目等について入居者に周知しておくこと。</p> <p>エ 入居者が適切に健康相談や健康診断を受けられるよう、協力医療機関による医師の訪問や、嘱託医の確保などの支援を行うこと。</p> <p>(2) 高齢者向けの住宅であるサービス付き高齢者向け住宅にあっては、協力医療機関及び協力歯科医療機関を定めるよう努め、協力医療機関及び協力歯科医療機関を定めた場合は、当該医療機関との協力内容、当該医療機関の診療科目等について入居者に周知しておくこと。</p> <p>(3) 入居者が、医療機関を自由に選択することを妨げないこと。協力医療機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として登録事業者が提示するものであって、当該医療機関における診療に誘引するためのものではない。</p> <p>(4) 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。</p> <p>7 介護サービス事業所との関係</p> <p>(1) 近隣に設置されている介護サービス事業所について、入居者に情報提供すること。</p>
---	--

(改正後)

(改正前)

- (2) 入居者の介護サービスの利用にあつては、登録事業者及び当該登録事業者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと。
- (3) 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと。
- 11 運営懇談会の設置等
- 住宅の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。ただし、入居者数が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあつては、この限りでない。
- (1) 運営懇談会は、管理者(有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅に限る。)、職員及び入居者によって構成されること。
- (2) 運営懇談会の開催に当たっては、入居者(入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等)に周知し、必要に応じて参加できるように配慮すること。
- (3) 住宅の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。
- (4) 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明すること。また、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努め、また、その記録の整理保存に努めること。
- ア 入居者の状況
- イ サービス提供の状況
- ウ 管理費、食費その他の入居者が登録事業者を支払う金銭に関する収支等の内容

第8章 サービス

- 1 登録事業者は、入居者に対して、契約内容に基づき、次に掲げるサービス等を提供する場合にあつては、それぞれ、その心身の状況に応じた適切なサービスを提供すること。
- (1) 状況把握サービス
- ア 入居者の状況把握については、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、状況把握の方法等については、契約締結時等において入居者本人に対し十分説明の上、入居者の同意を得ておくこと。また、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重すること。
- イ 状況把握サービスを毎日1回以上、提供するに当たっては、居住部分への訪問、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービス等の提供時における確認等、資格者(共同省令第11条第1号イ及びロに掲げる者のいずれかの者をいう。以下同じ。)が能動的に入居者の状況を把握する方法によること。
- なお、資格者が常駐していない日においても、当該状況把握サービスを提供すること。

- (2) 入居者の介護サービスの利用にあつては、登録事業者及び当該登録事業者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと。
- (3) 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと。
- 8 運営懇談会の設置等
- 住宅の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。ただし、入居者数が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあつては、この限りでない。
- (1) 運営懇談会は、管理者(有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅に限る。)、職員及び入居者によって構成されること。
- (2) 運営懇談会の開催に当たっては、入居者(入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等)に周知し、必要に応じて参加できるように配慮すること。
- (3) 住宅の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。
- (4) 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努め、また、その記録の整理保存に努めること。
- ア 入居者の状況
- イ サービス提供の状況
- ウ 管理費、食費その他の入居者が登録事業者を支払う金銭に関する収支等の内容

第8章 サービス

- 1 登録事業者は、入居者に対して、契約内容に基づき、次に掲げるサービス等を提供する場合にあつては、それぞれ、その心身の状況に応じた適切なサービスを提供すること。
- (1) 状況把握サービス
- ア 入居者の状況把握については、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、状況把握の方法等については、契約締結時等において入居者本人に対し十分説明の上、入居者の同意を得ておくこと。また、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重すること。
- イ 状況把握サービスを毎日1回以上、提供するに当たっては、居住部分への訪問、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービス等の提供時における確認等、資格者(共同省令第11条第1号イ及びロに掲げる者のいずれかの者をいう。以下同じ。)が能動的に入居者の状況を把握する方法によること。
- なお、資格者が常駐していない日においても、当該状況把握サービスを提供すること。

(改正後)

(改正前)

<p>ウ 共同省令第11条第4号において、資格者が常駐していない時間は、各居住部分に、入居者の心身の状況に関し必要に応じて通報する装置を設置して状況把握サービスを提供することとされているが、入居者の心身の状況に応じて、資格者が常駐する体制を確保することが望ましい。</p> <p>(略)</p> <p>5 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、次の事項を実施すること。</p> <p>(1) 登録事業者は、同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。</p> <p>(2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</p> <p>(3) 虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(4) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>(5) (2)から(4)までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>(6) 有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅の登録事業者は、<u>その他同法第20条の規定に基づき、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。</u></p> <p>6 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないこと。</p> <p>7 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p> <p>8 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第10章 契約内容等</p> <p>1 契約締結に関する手続き等</p> <p>(1) 法第17条を遵守し、登録事業者は、入居希望者に対し、入居契約を締結するま</p>	<p>ウ 共同省令第11条第4号において、資格者が常駐していない時間は、各居住部分に、入居者の心身の状況に関し必要に応じて通報する装置を設置して状況把握サービスを提供することとされているが、入居者の心身の状況に応じて、資格者が常駐する体制を確保することが望ましい。</p> <p>(略)</p> <p>5 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、次の事項を実施すること。</p> <p>(1) 登録事業者は、同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅の登録事業者は、同法第20条の規定に基づき、<u>研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。</u></p> <p>6 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないこと。</p> <p>7 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。</p> <p>8 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第10章 契約内容等</p> <p>1 契約締結に関する手続き等</p> <p>(2) 法第17条を遵守し、登録事業者は、入居希望者に対し、入居契約を締結するま</p>
---	---

(改正後)

(改正前)

<p>でに、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明すること。 なお、当該書面の作成に当たっては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」(平成23年10月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡)別紙3を参考にすること。 ア 法第6条第1項各号に掲げる登録事項 イ 入居契約が賃貸借契約でない場合にあつては、その旨 ウ 入居契約の内容に関する事項(入居に係る契約の他にサービスに係る契約を締結する場合は、その内容に関する事項も含む。) エ 登録事業者が特定施設入居者生活介護等の事業者の指定を受けている場合にあつては、介護保険法第115条の35第1項に規定する介護サービス情報 オ 前払金の返還債務が消滅するまでの期間 カ オの期間中において、契約が解除等された場合における前払金の返還額の推移</p> <p>(略)</p>	<p>でに、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明すること。 なお、当該書面の作成に当たっては、「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」(平成23年10月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡)別紙3を参考にすること。 ア 法第6条第1項各号に掲げる登録事項 イ 入居契約が賃貸借契約でない場合にあつては、その旨 ウ 入居契約の内容に関する事項(入居に係る契約の他にサービスに係る契約を締結する場合は、その内容に関する事項も含む。) エ 登録事業者が特定施設入居者生活介護等の事業者の指定を受けている場合にあつては、介護保険法第115条の35第1項に規定する介護サービス情報 オ 前払金の返還債務が消滅するまでの期間 カ オの期間中において、契約が解除等された場合における前払金の返還額の推移</p> <p>(略)</p>
<p>2 契約内容 (略)</p> <p>(7) 要介護状態になった入居者を一時介護室(登録事業者が一時的な介護サービスを提供するための居室をいう。)において処遇する場合には、医師の意見を聴いて行うものとし、その際本人の意思を確認するとともに、身元引受人等の意見を聴くことを入居契約書又は管理規程上明らかにしておくこと。 (8) 入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うこと。</p> <p>(略)</p>	<p>2 契約内容 (略)</p> <p>(7) 要介護状態になった入居者を一時介護室(登録事業者が一時的な介護サービスを提供するための居室をいう。)において処遇する場合には、医師の意見を聴いて行うものとし、その際本人の意思を確認するとともに、身元引受人等の意見を聴くことを入居契約書又は管理規程上明らかにしておくこと。 (新設)</p> <p>(略)</p>
<p>7 事故発生の防止の対応 サービス付き高齢者向け住宅における事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 (4) (1)から(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p>8 事故発生時の対応</p>	<p>7 事故発生の防止の対応 サービス付き高齢者向け住宅における事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。 (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。 (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 (新設)</p> <p>8 事故発生時の対応</p>

(改正後)

(改正前)

<p>サービス付き高齢者向け住宅において事故が発生した場合にあっては、次の措置を講ずること。</p> <p>(1) 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 前号の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録すること。</p> <p>(3) 設置者の責めに帰すべき事由により、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第11章 情報開示</p> <p>1 登録事項の公示 法第16条を遵守し、インターネットの利用又は公衆の見やすい場所に掲示することにより、登録事項を公示すること。</p> <p>2 有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅の運営に関する情報 有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅の登録事業者は、老人福祉法第29条第5項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、入居契約書（特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約書を含む。）、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。</p> <p>3 サービス付き高齢者向け住宅の経営状況に関する情報 次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。</p> <p>(2) サービス付き高齢者向け住宅の経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、貸借対照表等の財務諸表について、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。</p> <p style="text-align: center;">第12章 電磁的記録等</p> <p>1 作成、保存その他これらに類するものうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（2に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁器的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの</p>	<p>サービス付き高齢者向け住宅において事故が発生した場合にあっては、次の措置を講ずること。</p> <p>(1) 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 前号の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録すること。</p> <p>(3) 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">第11章 情報開示</p> <p>1 登録事項の公示 法第16条を遵守し、インターネットの利用又は公衆の見やすい場所に掲示することにより、登録事項を公示すること。</p> <p>2 有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅の運営に関する情報 有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅の登録事業者は、老人福祉法第29条第5項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、入居契約書（特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約書を含む。）、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。</p> <p>3 前払金を受領するサービス付き高齢者向け住宅に関する情報 前払金を受領するサービス付き高齢者向け住宅にあっては、次の事項に留意すること。</p> <p>(1) 前払金が将来の家賃、サービス費用に充てられるものであることから、貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。</p> <p>(2) サービス付き高齢者向け住宅の経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、貸借対照表等の財務諸表について、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。</p> <p>(新設)</p>
--	--

(改正後)

(改正前)

については、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁器的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）によることができる。

第13章 設置後の報告等

(略)

第14章 その他

(略)

附 則

この指針は、平成25年8月27日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省国土交通省令第1号）附則第2項の適用を受ける者に係る状況把握サービスについては、この指針による改正後の和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針第7章第1項第1号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この指針の施行の際現に法第5条第1項の登録を受けている者又は法第6条第1項の登録の申請をしている者については、平成27年11月30日までの間は、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

この指針は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、令和3年7月1日から施行する。
(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)
- 2 この指針の施行から令和6年3月31日までの間、第6章2（2）の規定の適用については、これらの規定中「講じること」とあるのは「講じよう努めること」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 この指針の施行から令和6年3月31日までの間、第7章5の規定の適用については、これらの規定中「講じること」とあるのは「講じよう努めること」と、「実施すること」とあるのは「実施するよう努めること」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めること」とする。

第12章 設置後の報告等

(略)

第13章 その他

(略)

附 則

この指針は、平成25年8月27日から施行する。

附 則

- 1 この指針は、平成27年9月1日から施行する。
- 2 公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省国土交通省令第1号）附則第2項の適用を受ける者に係る状況把握サービスについては、この指針による改正後の和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針第7章第1項第1号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この指針の施行の際現に法第5条第1項の登録を受けている者又は法第6条第1項の登録の申請をしている者については、平成27年11月30日までの間は、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

この指針は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

<p>(感染症の予防及びまん延の防止のための委員会に係る経過措置)</p> <p>4 この指針の施行から令和6年3月31日までの間、第7章7(1)の規定の適用については、これらの規定中「講じること」とあるのは「講じよう努めること」とする。</p> <p>(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)</p> <p>5 この指針の施行から令和6年3月31日までの間、第7章7(3)の規定に関わらず、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。</p> <p>(虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>6 この指針の施行から令和6年3月31日までの間、第8章5(2)から(5)の規定の適用については、これらの規定中「図ること」とあるのは「図るよう努めること」と、「整備すること」とあるのは「整備するよう努めること」と、「実施すること」とあるのは、「実施するよう努めること」と、「置くこと」とあるのは「置くよう努めること」とする。</p> <p>(事故発生の防止の措置を適切に実施するための担当者に係る経過措置)</p> <p>7 この指針の施行から令和3年9月30日までの間、第10章8(4)の規定の適用については、これらの規定中「置くこと」とあるのは「置くよう努めること」とする。</p>	
---	--